

基安発 0825 第 3 号
令和 4 年 8 月 25 日

別記団体の長 へ

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添 1 から別添 8 のリーフレット等を活用する等、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 6 号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携

(8) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施する上での留意点

(1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

(2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)(※1)の周知を行っていただきたいこと。

(3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

(4) 1の(7)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4

年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

- (5) 1の(8)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添3のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。
- (6) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和4年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
- ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
- イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（※2）を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（10月10日）及び「Sport in Life コンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施
- ア 「取組の5つのポイント」（※3）を用いた取組状況の確認
- イ 実践例を盛り込んだリーフレット（※4）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※5）等を活用した取組
- ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※6）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
- ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
- イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
- ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機

会の提供等

- (5) 職場におけるがん検診の推進
 - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※7）
 - イ 特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添5のリーフレットを活用し、周知
 - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - エ 別添6のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知
- (6) 更年期障害に関する理解の促進
 - ア 別添7のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知
 - イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用
- (7) 眼科検診等の実施の推進
 - ア アイフレイルチェックリスト（※8）や5つのチェックツール（※9）を活用した眼のセルフチェックの推進
 - イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための40歳以上の従業員に対する眼科検診（※10）の実施について、別添8のリーフレットを活用し周知を依頼

（※1）「一般定期健康診断の問診票の外国語版」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

（※2）体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm

Sport in Lifeプロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>

（※3）「～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805544.pdf>

（※4）「職場における感染防止対策の実践例」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805545.pdf>

（※5）「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805575.pdf>

（※6）職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル

オフィス <https://www.mhlw.go.jp/content/000786023.pdf>

製造業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786024.pdf>

建設業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786025.pdf>
接客業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786045.pdf>
運輸業（旅客輸送） <https://www.mhlw.go.jp/content/000786046.pdf>
運送・配送サービス業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786203.pdf>
(※7) がん検診普及啓発ポスター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>
(※8) アイフレイルチェックリスト
<https://www.eye-frail.jp/checklist/>
(※9) 5つのチェックツール：
<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>
(※10) 眼科検診に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会
全国商工会連合会
日本労働組合総連合会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本眼科医会
公益社団法人日本人間ドック学会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
一般社団法人日本総合健診医学会
公益財団法人結核予防会
公益財団法人日本対がん協会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本病院会
公益財団法人予防医学事業中央会
公益財団法人産業医学振興財団
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構
一般社団法人日本人材派遣協会

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合連合会
国民健康保険中央会

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ



定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です - 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和4年度 強化月間の重点周知事項は、「医療保険者*1との連携」によるコラボヘルスの推進です。

■ 労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

【コラボヘルスの取組事例】

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつながられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

⇒事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。



手引き

■ 医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください*2

- 医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。
 - ① 従業員は、マイナポータルを用いて自らの健康データを把握できるようになり、自らの健康管理に役立てることができます。
 - ② 事業者は、医療保険者と連携することで、レセプトデータや保健事業の提供を受けることができ、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につながられます。

- なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している*3「モデル健康診断委託契約書」や「一般健康診断標準問診票」をご活用ください。



資料はこちら

*1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

*2：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

*3：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

<ご参考>

【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40歳以上）】

特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに着目した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、実施を全部又は一部免除することとなっています。

【健康保険法に基づく提供（40歳未満）】

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されました。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和4年8月25日付け基安発0825第3号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (8) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。
また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。
また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。
併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の間診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならぬことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。
- (4) 1の(7)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。
- (5) 1の(8)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果

についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添3のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

- (6) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（※2）を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（10月10日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施
ア 「取組の5つのポイント」（※3）を用いた取組状況の確認
イ 実践例を盛り込んだリーフレット（※4）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※5）等を活用した取組
ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※6）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (5) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※7）
イ 特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添5のリーフレットを活用し、周知
ウ 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添6のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知
- (6) 更年期障害に関する理解の促進
ア 別添7のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用
- (7) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリスト（※8）や5つのチェックツール（※9）を活用した目のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための40歳以上の従業員に対する眼科検診（※10）の実施について、別添8のリーフレットを活用し周知を依頼



通知全文

（別添1～8のリーフレット及び※1～10
もこちらからご覧いただけます。）

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

○個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

○産業保健に関する情報提供

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

<全国の労働局・労働基準監督署の連絡先はこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/location.html



労働安全衛生法等の届出などをする際は、



電子申請が便利です!

労働安全衛生法等の手続のうち、約800の届出等が電子申請できます。
電子申請できる主な届出等は、以下のとおりです。

	総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
	定期健康診断結果報告
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
☆	労働安全衛生法に基づく免許証の新規交付申請/再交付申請/ 書替え申請/更新申請 <small>注) 顔写真等を別途郵送する必要があります。</small>
	足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)。
	有害物ばく露作業報告
	労働者死傷病報告
	特定元方事業者の事業開始報告
☆	ボイラー・第一種圧力容器の構造検査・溶接検査・落成検査申請
☆	クレーンの落成検査申請
☆	移動式クレーンの製造検査申請
	特定化学物質、有機溶剤等の特殊健康診断結果報告

☆印の手続は、電子申請を行うと手数料が割引になります。

※ 詳しくは、労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。



上記のほか、労働安全衛生関係法令の電子申請が可能な届出等はこちらをご参照ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/denshi.xlsx>

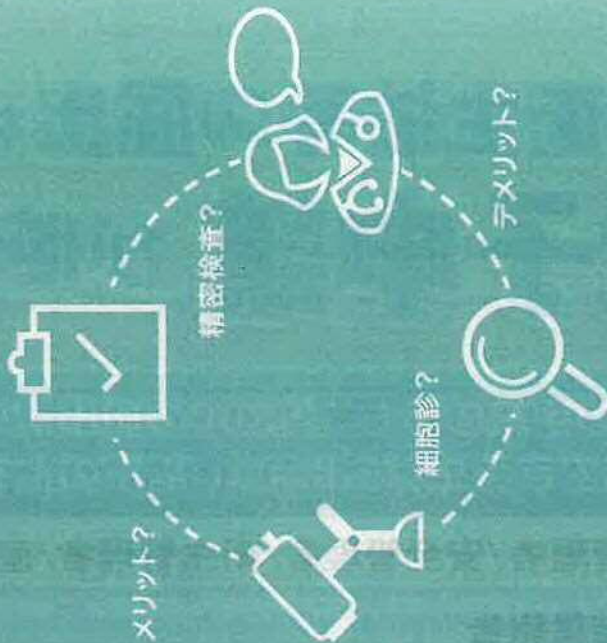
電子申請の詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です!」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診



子宮頸がんについて

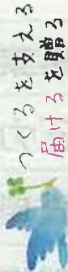
- ✓ わが国では女性のがんの中で罹患する人が多く、特に30～40歳代の女性で近年増加傾向にあるがんです。
- ✓ 検診を受けることで、がんになるリスクや死亡リスクが減少します。
- ✓ 検診は2年に1度定期的に受けてください。ただし、月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則などの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- ✓ 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- ✓ 精密検査はコルポスコプ下の組織診・細胞診・HPV検査などを組み合わせて行います。
- ✓ 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのに見つからない場合もあります。
- ✓ 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます*。

*精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

「子宮頸がん」「がん検診」などのがんの情報についても詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。

ganjoho.jp

国立がん研究センター
がん情報サービス



国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「確かな・わかりやすい・役立つ」がん情報を「つくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーン」を行っています。ぜひご協力ください。



発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業補助金「検診効果の最大化に資する
領域を加えた新たな子宮頸がん検診精度管理手法に関する研究」班

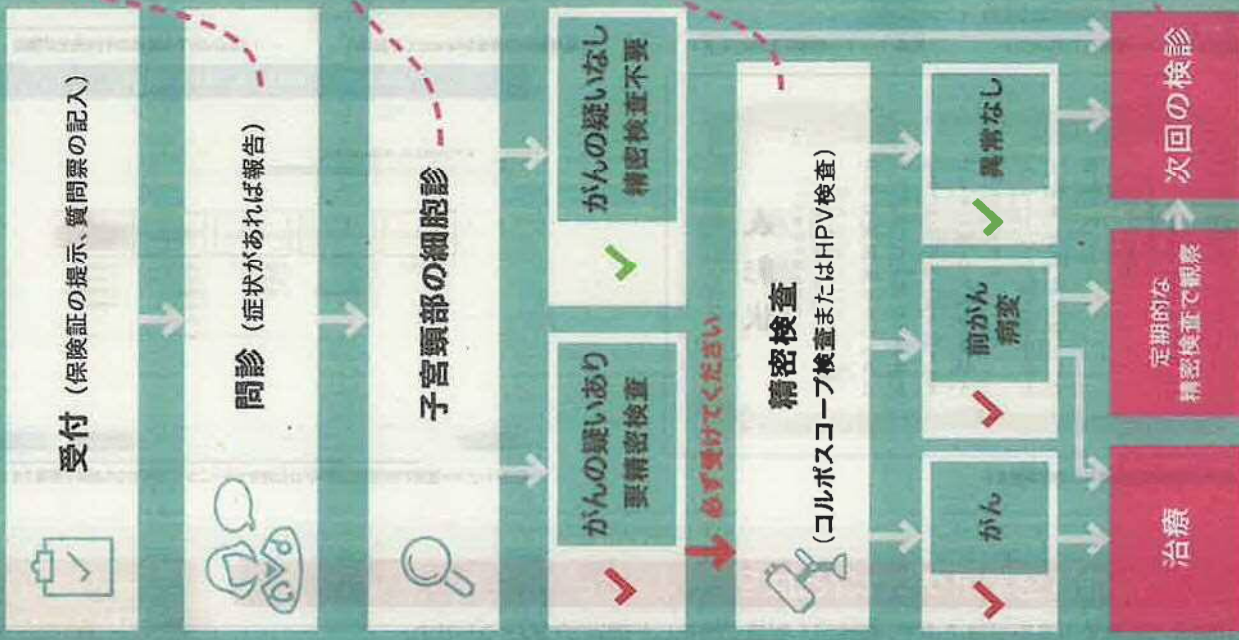
子宮頸がん検診を受ける前に...

子宮頸がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性のがんの中でも比較的多く、また30-40歳代の女性で近年増加傾向にあります。自治体で推奨している子宮頸がん検診(子宮頸部の細胞診)は「死亡率、罹患率を減少させることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、20歳以上の女性は2年に1度定期的な検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくても「要精検」と判定されることもあります。子宮頸がんは前がん病変も検診で見つけられるのですが、この中には放置しても治療してしまいうものも多いため、結果的に不必要な精密検査や治療を受けなければならぬ場合もあります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

しかし、子宮頸がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

子宮頸がん検診の流れ



前がん病変が見つかった時には、状態によって治療を行う場合もありますし、治療をせずに監視期間で定期的に経過観察になる場合もあります。

気になる症状がある場合

月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など、気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。不正出血が疑われる症状がある場合は自治体の検診を待たず、すぐに婦人科を受診してください。また現在婦人科を受診し経過観察中の方は自治体の検診ではなく、引き続き受診中の主治医の指示を受けてください。

子宮頸部の細胞診

子宮頸がん検診は子宮頸部(子宮の入り口)を、先にブラシのついた専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。
*月経(生理)中は避けて検査を受けてください。



精密検査はコルボスココープ検査(またはHPV検査)

細胞診で異常が発見されたらコルボスココープ検査で詳しく調べます。コルボスココープ(陰拡大鏡)を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つければ、組織を一部採取して悪性かどうかを診断します。また細胞診の結果によってはHPV検査(子宮頸がんを引き起こすウイルスの有無を調べます)を行い、コルボスココープ検査が必要かどうかを判断することもあります。



検診は20歳以上、2年に1度定期的に行うことが大切です

子宮頸がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

がん対策推進企業アクション

無料でも、ここまでできる会社のがん対策！
「がん対策推進企業アクション」に登録しましょう。



社内掲出用のポスターを無料でプレゼント



推進パートナー登録証をお送りします



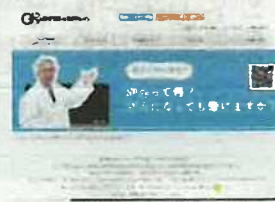
企業同士の情報交換オンライン会議の様子



特別講師によるオンライン・オフライン無料研修



毎月最新の情報をNewsとしてお届け



YouTubeでも部長の中川先生が講義



がん対策の積極推進企業には表彰制度あり



推進パートナー登録で中川先生監修のがん教育eラーニングを何名でも無料で受講できます！

▶ がん対策推進企業アクションとは？

厚生労働省が実施する各種対策の中で、職域がん対策に特化した国家プロジェクトです。東京大学の中川憲一先生先生をアドバイザーボードの議長として、令和4年で14年目を迎え、現在では規模を問わず多数の企業・団体が推進パートナー登録しています。登録・月額費用はかかりません。

▶ なぜ企業が「がん対策」？

2人に1人ががんになると言われている、がん大国である日本において、定年の延長や女性の社会進出を背景として、「働く世代」でがんに罹患する方が増えています。これは企業経営においても見過ごすことの出来ない重要な問題であり、職域がん対策については、様々な対策の整備も進んでいます。

▶ 登録したらどんなメリットがあるの？

eラーニングの利用、研修会や意見交換会への参加、YouTube動画などの啓発ツールの活用など、様々なコンテンツが無料でご利用いただけます。また医師・専門家による最新情報も毎月お届けします。ぜひ大切な社員をがんから守るため「がん対策推進企業アクション」へご登録ください。

ホームページの登録フォームからお申し込みください

事務局にて確認後登録手続きを行います

登録手続き完了後登録証などをお送りします

登録完了



がん対策推進企業アクション事務局
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-3-9 麹町プレイス4F（株式会社ウインウイン内）
tel.03-6281-9094

企業アクション 検索



事業者、人事労務担当者の皆様、
産業医・産業看護職等の産業保健スタッフの皆様へ

働く女性の健康推進に取り組みましょう

～ 産業保健総合支援センターをご活用ください ～

全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講
してください。

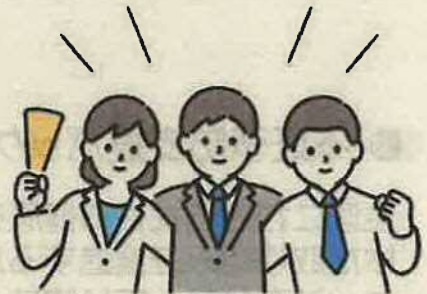


2

職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、女性健康支援
センターや不妊専門相談センターにご案内する
など、産業保健総合支援センターの保健師が連
携コーディネーターとして支援を行います。
労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受
け付けています。



＜ ホームページのご案内 ＞

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの
ホームページからお申込みいただけます。

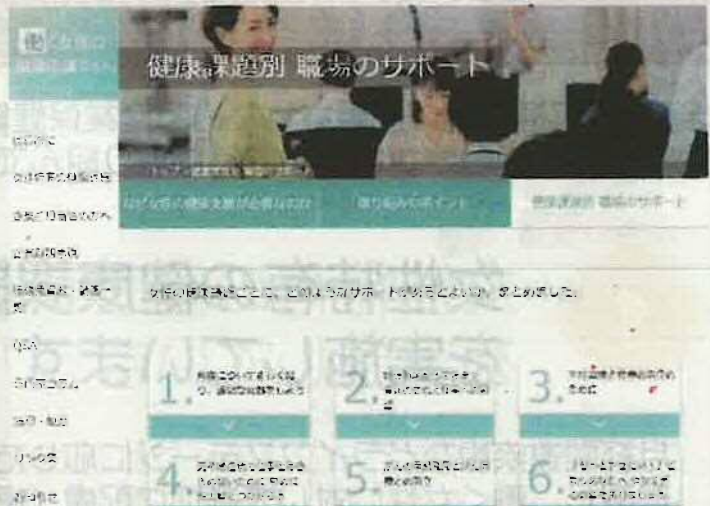
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>



その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の健康応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントが掲載されています。企業の取組事例なども紹介しています。



<https://joseishugyo.mhlw.go.jp/health/index.html>



● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省研究班監修）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。



<https://w-health.jp/>



● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



目の病気の早期発見のためには

眼底検査が大切です。



はっきり

明るい

ぼんやり

暗い

加齢

目の病気

あざやか

広い視界

かすむ

狭い視界

目の変化は全く自覚のないまま、ゆっくり進むこともあれば、突然起きることもあります。



そういえば...

定期健診でメタボはチェックするけど、目は視力検査しか受けたことがないわ

目に病気がないかを調べる

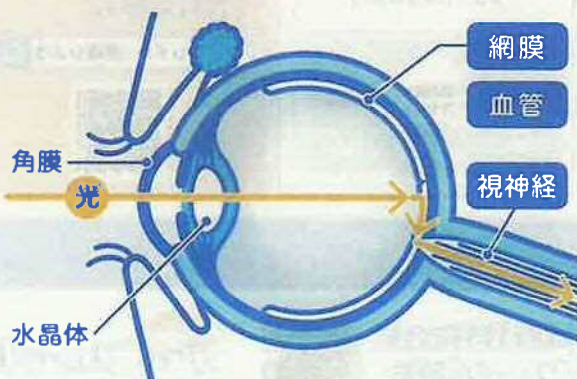
「眼底検査」は
とても大切です



眼底は、目の奥の部分で、病気の早期発見につながる大事な情報がたくさん詰まっています。

Q. 眼底検査で何を調べるの？

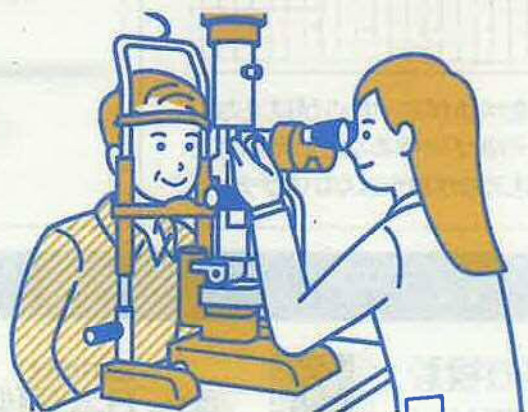
A. 血管や網膜、視神経を調べます。



「見る」は、外からの光が網膜上でピントを結び、網膜から視神経を通じて脳に情報が伝わって成立します。眼底検査では、これらに異常がないか、調べます。

Q. 眼底検査の方法は？

A. 眼底鏡や眼底カメラを使います。



眼科医が直接眼底を観察、または眼底カメラで写真を撮影し、判定に用います。少しまぶしいですが、痛みはありません。

年に一度、眼底検査を



「眼底検査」で見つけることができるおもな目の病気

緑内障(視神経乳頭陥凹拡大)

徐々に視野が狭くなりますが、視力は下がらず、異変に気付いた時には末期になっています。日本人の失明する原因の第一位です。眼底検査で視神経をチェックすることで発見できます。

糖尿病網膜症(眼底出血)

自覚症状が出にくく、見えづらいと感じる頃にはかなり進行しています。糖尿病の方は、必ず定期的な眼底検査を受けてください。

黄斑変性

歪む、視野が欠けるなどの自覚症状が出やすいので、眼底検査とともに下のアムスラーチャートによるセルフチェックが有効です。

網膜血管の動脈硬化・閉塞(眼底出血)

眼底は、外から血管を直接見ることができる唯一の場所です。高血圧、糖尿病、高脂血症などは動脈硬化が起きやすく、眼底検査で全身血管の状態が予測できます。



正常



緑内障



黄斑変性



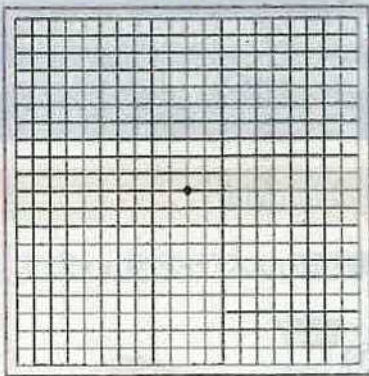
糖尿病網膜症



網膜静脈の閉塞

日常的に目の健康状態をセルフチェックできるツールがあります

アムスラーチャート



線がゆがむ、中心が見えない、一部が欠けるなど、片目ずつ見え方がおかしくないかチェック

視野チェックシート「クロックチャート」



画面のイモムシが消える位置が盲点!

視野セルフチェック「クアトロチェッカー®」



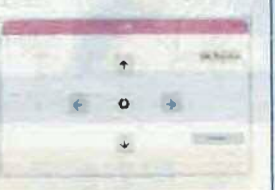
10秒&目の症状チェック



おうちでかんたん見え方チェック「アイミルン」



コントラスト感度簡易セルフチェック



各ツールのセルフチェックはこちらから

アイフレイル 点検しよう



目の検診
特設サイト



公益社団法人
日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

日本眼科啓発会議
アイフレイル啓発
公式サイト



アイフレイル
目の健康寿命をのぼそう

<https://www.eye-frail.jp>

心配なことがあれば、お近くの眼科専門医にご相談ください。

発行元：公益社団法人 日本眼科医会

定期健康診断における有所見率の改善 に向けた取組について

— 岡山労働局・各労働基準監督署 —

1. 定期健康診断における有所見率の現状について

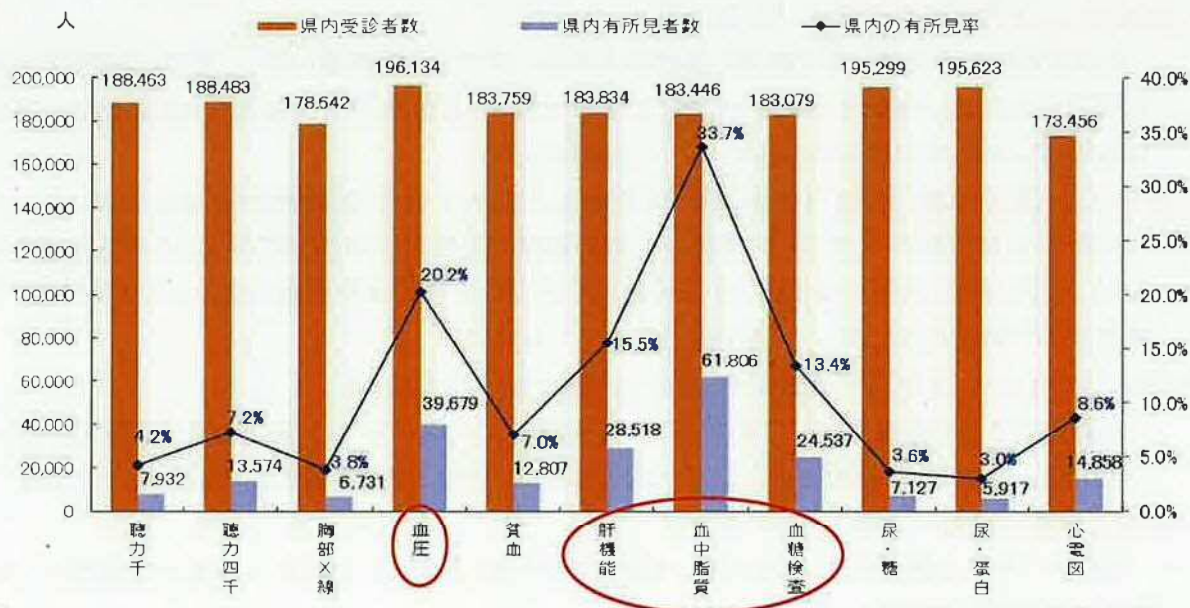
近年、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合(=有所見率[※])は高い数値を示しています。全国及び岡山県では平成15年以降年々高くなり、令和3年には全国 58.7%、岡山 58.6%に達しており、健康診断受診者の半数以上に何らかの所見がある状態となっています。【表1参照】

これを検査項目別にみると、生活習慣病とも関連の深い「血中脂質」、「血压」、「肝機能」、「血糖」等の各検査において、高い有所見率を示しています。【表2参照】 [※]有所見率=有所見者数/受診者数×100(%)

【表1】 定期健康診断における有所見率の推移 (全国・岡山県)



【表2】 定期健康診断における検査項目別有所見率 (令和3年・岡山県)



【データ出所: 定期健康診断結果報告書】

2. 有所見率改善のために取り組むべき事項について

事業者は、健康診断、ストレスチェック、面接指導、健康測定等により、心身の健康状態を継続的に把握し、労働者の健康状態に応じて、運動や栄養、メンタルヘルスなどの保健指導等を行いましょ。

また、長時間労働者で疲労のある労働者には、医師等からの面接指導を行いましょ。

(1) 衛生委員会等における調査審議【安衛法第 18 条・安衛則 22 条】

衛生委員会又は安全衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について調査審議を行いましょ。⇒「①定期健康診断の結果 ②その結果に対する対策の樹立 ③労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成」など

(2) 定期健康診断等における診断項目の取扱い等【安衛法第 66 条・安衛則 44 条】

血糖検査、貧血検査等を省略する場合(35歳と40歳以上の者を除く)の判断は、一律的な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなど、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合のみ可能です。(原則、全ての健診項目の実施が必要) * H29.8.4 基発 0804 第 4 号

* 血糖検査はヘモグロビン A1c 検査を行った場合も実施したものととなります。随時血糖で血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施してください。* R2.12.23 基発 1223 第 7 号

(3) 健康診断結果についての医師等からの意見聴取【安衛法第 66 条の 4・安衛則第 51 条の 2】

定期健康診断の結果、検査項目に異常所見があると診断された労働者

⇒当該労働者の健康を保持するために必要な措置⇒医師等からの意見聴取を行いましょ。

* 医師から「通常勤務」、「就業制限」、「要休業」に係る意見を聴取。内容は個人票に記載する。

* 定期健康診断において、労働者の労働時間、業務内容等の情報を、医師等に求められた場合は、速やかに提供すること。(平成 29 年 6 月 1 日改正)

(4) 健康診断実施後の措置【安衛法第 66 条の 5】

前記(3)医師等からの意見を勘案し、必要がある場合には労働者の実情を考慮⇒就業場所の変更、作業の転換、所定労働時間の短縮、時間外労働の制限を行い、業務の負担を軽減する措置を講じましょ。⇒作業環境等に問題が認められる場合には、作業環境測定の実施、施設設備の整備等の措置を講じましょ。

(5) 健康診断の結果の通知【安衛法第 66 条の 6・安衛則第 51 条の 4】

定期健康診断を実施した労働者全員に、その結果を遅滞なく通知しましょ。

(6) 医師等による保健指導の実施【安衛法第 66 条の 7】

定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師・保健師による保健指導を行うよう努めましょ。⇒①食生活の改善 ②日常生活面の指導 ③健康管理の情報提供 ④再検査・精密検査の受診勧奨 ⑤治療勧奨など

(7) 医師による面接指導の実施【安衛法第 66 条の 8、8 の 2、8 の 4・安衛則第 52 条の 2、3、8】

時間外・休日労働が 1 月 80 時間超+疲労の蓄積+労働者の申出⇒医師による面接指導を行うこと。研究開発従事者は時間外・休日労働が 1 月 100 時間超⇒労働者の申出なしで医師による面接指導が義務化されました。(平成 31 年 4 月 1 日施行)

(8) ストレスチェックの実施【安衛法第 66 条の 10・安衛則第 52 条の 9】

常時使用する労働者に対し 1 年以内に 1 回定期的にストレスチェックを実施⇒面接指導(高ストレス者申出)、集団分析の実施⇒監督署へ報告書提出 * 50 人未満の事業場は当面の間努力義務

(9) 健康教育等の実施【安衛法第 69 条】

労働者に対する健康教育・健康相談、健康の保持増進を図るため必要な措置⇒継続的かつ計画的に行うよう、努めましょ。